

発議第5号

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の調査等について

本委員会は、所管事務について、調査等を要すると決定したから別紙のとおり決議されるよう遊佐町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年7月1日

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

提出者 遊佐町議会議員 遊佐 亮太

賛成者 遊佐町議会議員 沢谷 敏

同 伊原ひとみ

同 車間知広

(別 紙)

各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の調査等に関する決議

議会閉会中において、各委員会は、下記のことを行うことができる。

記

- 1 調査事項 委員会条例第2条に定める事務及び議会運営に関する事項
- 2 調査方法
 - (1) 各常任委員会
内部における調査及び事業等の現地調査並びに視察調査、陳情等
 - (2) 議会運営委員会
次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）
会期日程、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項
並びに視察調査
 - (3) 特別委員会
事業の調査及び事業等の現地調査並びに視察調査、陳情等
- 3 期 間 令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

令和7年7月1日

遊 佐 町 議 会